

日本土地家屋調査士会連合会への提言

境界問題相談センターをNPO法人化し、法務大臣の認証を受けて、メディエーションによる「人に優しい解決」と認証を受けることによる「手続きの厳格性」により、安心して境界紛争を解決できる環境づくりに努めていけば何ら法律に抵触しないのでは？

土地家屋調査士の業務でないものについては日本土地家屋調査士会連合会が関与するのは控えたら？

公法上の境界(筆界)は和解出来ないし、時効中断もそもそも無いのだから？

土地家屋調査士の業務でないものを土地家屋調査士会が行うことに問題があるのでは？

土地家屋調査士会は強制入会がある会で、行える業務も制限されており、不当行為と指摘されないように改善すれば？

法務大臣の指定を受けた団体が、その業務をADR認定土地家屋調査士に代理させないのであれば、全くADR認定土地家屋調査士資格の資格は不要であり、その資格の有無をホームページに公開する必要性は全くないのでは？。改善出来ないの？

土地家屋調査士法を改正して、強制入会制度を無くし、請負契約が出来ように、国民の皆様方に協力をしてもらえば？

法令順守に努めるようにすれば？